

小平市立学校給食センター更新事業 実施方針（案）・要求水準書（案）変更か所

アンダーライン が変更か所です。

資料名	頁	変更前	変更後												
実施方針	10	<p>2 募集及び選定の手順 (1) 募集及び選定スケジュール表内</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 31 年 5 月上旬</td> <td>入札説明書等に関する<u>個別対話</u></td> </tr> <tr> <td>平成 31 年 6 月中旬</td> <td>入札説明書等に関する第 2 回<u>質問受付締切</u></td> </tr> <tr> <td>平成 32 年 3 月</td> <td><u>市議会の議決</u></td> </tr> </table>	平成 31 年 5 月上旬	入札説明書等に関する <u>個別対話</u>	平成 31 年 6 月中旬	入札説明書等に関する第 2 回 <u>質問受付締切</u>	平成 32 年 3 月	<u>市議会の議決</u>	<p>2 募集及び選定の手順 (1) 募集及び選定スケジュール表内</p> <table border="1"> <tr> <td>平成 31 年 5 月中旬</td> <td>入札説明書等に関する<u>質問受付締切</u></td> </tr> <tr> <td>平成 31 年 6 月中旬</td> <td>入札説明書等に関する<u>個別対話</u></td> </tr> <tr> <td>平成 32 年 3 月</td> <td><u>事業契約の締結</u> (<u>市議会の議決</u>)</td> </tr> </table>	平成 31 年 5 月中旬	入札説明書等に関する <u>質問受付締切</u>	平成 31 年 6 月中旬	入札説明書等に関する <u>個別対話</u>	平成 32 年 3 月	<u>事業契約の締結</u> ( <u>市議会の議決</u> )
	平成 31 年 5 月上旬	入札説明書等に関する <u>個別対話</u>													
平成 31 年 6 月中旬	入札説明書等に関する第 2 回 <u>質問受付締切</u>														
平成 32 年 3 月	<u>市議会の議決</u>														
平成 31 年 5 月中旬	入札説明書等に関する <u>質問受付締切</u>														
平成 31 年 6 月中旬	入札説明書等に関する <u>個別対話</u>														
平成 32 年 3 月	<u>事業契約の締結</u> ( <u>市議会の議決</u> )														
	13	<p>③厨房機器等の調達及び設置業務を行う者 次に掲げる要件に該当すること。ただし、厨房機器等の調達及び設置業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すアの要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。</p> <p>ア 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が<u>機械器具設置</u>であること。</p> <p>イ 略</p>	<p>③厨房機器等の調達及び設置業務を行う者 次に掲げる要件に該当すること。ただし、厨房機器等の調達及び設置業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも 1 社が全ての要件に該当し、以下に示すアの要件については、全ての企業がいずれにも該当すること。</p> <p>ア 入札参加表明時点で、電子調達サービスにおいて本市に登録があり、申請業種が<u>厨房</u>であること。</p> <p>イ 略</p>												

	<p>第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項</p> <p>1 議会の議決 本市は、_____債務負担行為の設定に関する議案を平成 31 年 3 月 <u>定例市議会</u> _____に、また、事業契約の締結に関する議案を平成 32 年 3 月 <u>定例市議会</u> _____に提出する予定である。</p> <p>2 省略</p> <p>3 実施方針 (案) 等に関する説明会及び質問・意見の受付等</p> <p>(1)実施方針 (案) に関する質問及び意見の受付</p> <p>①受付期間：<u>平成 30 年 11 月 16 日 (金) ~12 月 5 日 (水)</u></p> <p>②受付方法：略</p> <p>(2)実施方針 (案) 等に関する事前説明会</p> <p>①日時</p> <p>②会場</p> <p>③受付</p> <p>(3)実施方針 (案) 等に関する個別対話</p> <p>①日時</p> <p>②会場</p> <p>③参加資格</p> <p>④受付</p> <p>⑤位置づけ等</p> <p>(4)実施方針 (案) 等に関する質問及び意見への回答</p> <p>本市、実施方針等に関する質問及び意見への回答を <u>1</u> 月中旬までに小平市公式ホームページにおいて公表する。</p>	<p>第8 その他特定事業の実施に関し必要な事項</p> <p>1 議会の議決 本市は、<u>本事業の契約に係る債務負担行為の設定に関する議案を平成 31 年 3 月 _____市議会定例会</u>に、また、事業契約の締結に関する議案を平成 32 年 3 月 _____市議会定例会に提出する予定である。</p> <p>2 省略</p> <p>3 実施方針 _____等に関する _____質問・意見の受付等</p> <p>(1)実施方針 _____に関する質問及び意見の受付</p> <p>①受付期間：<u>平成 31 年 2 月 15 日 (金) ~2 月 27 日 (水)</u></p> <p>②受付方法：略</p> <p><del>(2)</del> 削除</p> <p>① 削除</p> <p>② 削除</p> <p>③ 削除</p> <p><del>(3)</del> 削除</p> <p>① 削除</p> <p>② 削除</p> <p>③ 削除</p> <p>④ 削除</p> <p>⑤ 削除</p> <p><del>(4)</del>(2)実施方針 _____等に関する質問及び意見への回答</p> <p>本市、実施方針等に関する質問及び意見への回答を <u>3</u> 月中旬までに小平市公式ホームページにおいて公表する。</p>
--	---	---

要求水準書 (案)	27	<p>④洗浄室・回収室、器具洗浄室（汚染作業区域用）、残滓処理室、廃棄物庫、油庫・廃油庫</p> <p>a 略</p> <p>b 略</p> <p>c 略</p> <p>d 略</p> <p>e 油庫においては、油の搬入_____において他の食品との動線が交差しないこと。清掃専用水栓及び用具庫等を設置すること。</p>	<p>④洗浄室・回収室、器具洗浄室（汚染作業区域用）、残滓処理室、廃棄物庫、油庫・廃油庫</p> <p>a 略</p> <p>b 略</p> <p>c 略</p> <p>d 略</p> <p>e 油庫においては、油の搬入は、<u>タンクローリーから直接供給</u>できる仕様とし、他の食品との動線が交差しないこと。清掃専用水栓及び用具庫等を設置すること。</p>
	34	<p>(エ)キャビネット・本体部</p> <p>a 略</p> <p>b 略</p> <p>c 略</p> <p>d <u>扉の裏側は、ステンレス板を枠の上に折り曲げ、ふちが扉の裏側に面しない構造とすること。</u></p>	<p>(エ)キャビネット・本体部</p> <p>a 略</p> <p>b 略</p> <p>c 略</p> <p><del>d</del> 削除</p> <p><del>e</del> d 略</p>
	42	<p>②現学校給食センターの解体撤去業務 現学校給食センターの解体撤去業務の実施においては、上記に加え、次の事項にも留意すること。</p> <p>a 略</p> <p>b 現学校給食センターを解体・撤去し、発生する産業廃棄物等を適切に処理すること。なお、<u>建物内の廃棄備品の処理については本事業に含むものとする。</u></p>	<p>②現学校給食センターの解体撤去業務 現学校給食センターの解体撤去業務の実施においては、上記に加え、次の事項にも留意すること。</p> <p>a 略</p> <p>b 現学校給食センターを解体・撤去し、発生する産業廃棄物等を適切に処理すること。なお、<u>家具や備品類などの建物に固着されていないもの及び残置オイルや汚水処理施設の汚泥等は市で処分するが、これら以外のは事業者で撤去・処分すること。また、撤去・処分に当たっては、市と協議を行うこと。</u></p>
	57	<p>③ 特別清掃業務</p> <p>a 略</p> <p>b 略</p> <p>— _____</p>	<p>③ 特別清掃業務</p> <p>a 略</p> <p>b 略</p> <p>c <u>配送校配膳室は、棚や頭上構造物等の、塵埃が蓄積しやすい箇所の塵埃除去などの特別清掃を長期休業期間中に実施すること。</u></p>

	72	<p>7 食器等洗浄・残滓処理等業務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 残滓処理</p> <p>a 略</p> <p>b 略</p> <p>c 略</p> <p>d 略</p> <hr/>	<p>7 食器等洗浄・残滓処理等業務</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 残滓処理</p> <p>a 略</p> <p>b 略</p> <p>c 略</p> <p>d 略</p> <p>e <u>廃油は、廃油庫で衛生的に保管し、事業者にて適切に回収・処分すること。</u></p>
--	----	---	--